

令和5年杉並区教育委員会規則（令和5年10月27日公布）

規則番号	題名
40	杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
41	杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月27日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第40号

杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立社会教育センター条例施行規則（平成元年杉並区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項中「前2項」を「第1項、第3項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項及び前項」に改め、「定める」の次に「使用予定者の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項中「センターの施設」を「ホール（ホールと同一の使用目的でリハーサル室を使用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、「（以下「施設等」という。）」を削り、同項の次に次の2項を加える。

2 条例第5条の規定に基づき、展示室及び備付器具の使用に係る教育委員会の承認を受けようとする者は、別表第1の2に定める使用の申請期間内に使用申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 条例第5条の規定に基づき、第5集会室、第6集会室、第7集会室、第1和室及び講座室並びに備付器具の使用に係る教育委員会の承認を受けようとする者は、別表第1の2に定める使用の申請期間内に使用申請書を教育委員会に提出しなければならない。

第5条第1項中「前条第1項」を「前条第1項から第3項まで」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

同一の者がセンターの施設及び備付器具（以下「施設等」という。）を連続して使用しようとして使用を申請し、又は抽選申込みをすることができる期間は、別表第1の2に定める使用の申請期間内に展示室（展示使用の場合に限る。）の使用を申請する場合にあっては10日、別表第1に定める抽選申込期間内にホールの抽選申込みをする場合にあっては3日を限度とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

第6条第2項を削る。

第8条の2第2項中「集会室等と」を「第5集会室、第6集会室、第7集会室、第1和室又は講座室を」に、「を一体」を「と一体」に改める。

第9条第2項中「（展示使用）を」を「を展示」に改める。

第16条中「第4条の2第1項及び第2項」を「第4条の2第1項から第4項まで」に改め、「第5条第2項」の次に「、第6条ただし書」を加える。

別表第1中「第4条」の次に「、第6条」を加え、「使用の」を「使用予定者の使用の」に、

ホール	使用日の属する月の7月前の月の1日の午前10時から9日の午後8時まで	を
-----	------------------------------------	---

ホール	使用日（ホールを連続して使用しようとする場合にあっては、使用しようとする日の初日とする。以下この項において同じ。）の属する月の7月前の月の1日の午前10時から9日の午後8時まで	に、
-----	--	----

「第5集会室  
第6集会室  
「集会室等」を 第7集会室 に改め、同表付記1中「使用の」を「使用予定者の第1和室  
講座室」

使用の」に改める。

別表第1の2中「第4条の2」の次に「、第6条」を加え、「の8月前の日」を「（展示室を連続して使用しようとする場合にあっては、使用しようとする日の初日とする。以下この項において同じ。）の8月前の日」に、

「第5集会室  
第6集会室  
「集会室等」を 第7集会室 に改め、同表付記3中「集会室等」を「第5集会室、第1和室  
講座室」

第6集会室、第7集会室、第1和室又は講座室」に、「使用）」を「使用の場合に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月27日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第41号

杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の  
一部を改正する規則

杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表（1）中「の属する月の7月前の月の1日」を「（3日を限度として、連続して使用しようとする場合にあっては、使用しようとする日の初日）の属する月の7月前の月の1日」に、「の属する月の7月前の月の10日」を「（3日を限度として、連続して使用しようとする場合にあっては、使用しようとする日の初日）の属する月の7月前の月の10日」に、

「第5集会室  
第6集会室  
「集会室等」を 第7集会室 に改める。  
第1和室  
講座室 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。